

「いつもあなたのそばに」

障害を持つ皆様の生活をサポートするために、児童をはじめとする知的・身体・精神の3障害の方々から様々な相談を受け共に考えていきます。

本人はもちろん家族・関係者からの相談も幅広くお受けいたします。プライバシーは必ず守りますのでご安心下さい。

まずは、お電話下さい。当センターに来て頂くか、家庭訪問をさせて頂くかの相談方法を決め、日程、時間調整をさせて頂きます。下記以外の曜日・時間に関しましてもご相談下さい。

<障害児者相談センター ゆず>
〒647-0071 新宮市佐野 3-12-26
TEL:0735-31-8370
FAX:0735-31-8371
Eメール:soudan-1@fm.rifnet.or.jp

Q

相談事業所って何ですか？

相談事業所は、都道府県や市町村の指定を受けて、皆さんが障害福祉サービスを利用するための「サービス利用計画」を作成し、利用の調整、定期的なモニタリング(計画の見直し)を行う機関です。ショートステイや通所施設、ホームヘルプ、グループホーム、施設入所等の福祉サービスを利用したい時にご相談下さい。その他日常生活上の相談、生活力を高めるための相談、就労の相談、住居の相談、権利擁護の相談等、気軽に相談できます。

Q

ヘルパーさんって、どんな仕事をするのですか？

ホームヘルプサービスとは、障害者総合支援法の「居宅介護事業」のことです。皆さんのご希望に合わせて、入浴、排せつ、衣類の着脱、食事の介護、身体の清拭、洗髪、通院の介助、調理、衣類の洗濯、掃除、買い物等、生活全般にわたる援助を受けることができます。

その他、「こんなこと相談していいの？」
「どこに何をどうやって相談していいの？」
という内容も遠慮なくご相談ください。

ゆずが行っている 事業紹介

地域移行支援事業

精神科病院や入所施設に長期で入院・入所している方を対象に行っている事業です。地域生活を体験・練習してもらい、安心して地域生活に移行して頂く事業です。

地域定着支援事業

主に、地域移行支援事業を利用して地域での生活を再開された方を対象に行っている事業です。定期的な面談や緊急時の対応を通して、不安なく地域での生活を送って頂く事業です。

意思疎通支援事業

聴覚に不安がある方を対象に、手話通訳士(者)を派遣する事業です。通院や書類の手続き、研修や講演会での手話通訳士(者)を派遣させて頂いています。

ゆずが行っている 巡回相談

ひまわり療育相談会

在宅で生活する、身体障害児、身体機能に遅れのあるお子さん、重症心身障害児者等を対象に健康相談、理学療法を実施しています。(毎月第3土曜日)
担当スタッフ:理学療法士7名



音楽療法

音楽療法士が、療育支援にて就学前児童に対し、音楽療法を行います。(毎月1回~2回)
担当スタッフ:音楽療法士1名、保育士1名



視覚巡回相談

在宅で生活する、『見え方』に対して悩みのあるお子さんを対象に教育的立場から相談援助を行います。(保育所・幼稚園・学校への支援も可)
担当スタッフ:和歌山県立盲学校教諭2名



聴覚巡回相談

在宅で生活する、『聞こえ』に対して悩みのあるお子さんを対象に教育的立場から相談援助を行います。その他、聞こえに関する情報提供を行います。(保育所・幼稚園・学校への支援も可)

医療相談会

身体機能面・言語機能面に悩みのあるお子さん、身体障害児、重症心身障害児者の方々を対象に、それぞれの相談を整形外科医、理学療法士、言語聴覚士が応じています。(年2回実施)
担当スタッフ:整形外科医 岡安 勤、理学療法士 中西靖治
言語聴覚士 本田夕真